

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

通報処理結果の概要

受付番号	11	
受付日	2019年10月18日	
通報内容	組織委員会発注工事の建設現場において、労働者が炎天下で過酷な労働に長時間従事している、熱中症対策保護具の支給が十分ではない、ILO条約に基づく労働安全環境を保護する統一的な規則が存在せず、監督体制もない等の内容	
対応経緯*	<p>【通報受付日～2019年10月末】</p> <p>組織委員会では、通報を受け付けた後、業務運用基準に沿って審査を実施しました。その結果、通報の対象となっている工事については、組織委員会が発注した工事ではありますが、「持続可能性に配慮した調達コード（第1版）」の策定前に発注手続きがなされた案件であり、調達コードが適用されていないものであるため、調達コードの不遵守に関する通報を受け付ける本通報受付窓口の処理手続きの対象にはならないと判断し、その旨を通報者に通知いたしました。</p> <p>一方で、労働安全衛生の重要性に鑑み、通報の内容について、被通報者に共有するとともに、当該工事における安全管理や労務管理の取組について改めて確認を行うこととしました。その確認結果については通報者にも可能な限り共有することを、通報者に対してお知らせしております。</p> <p>このほか、組織委員会から建設事業者に対して、関係法令等に則って適切な安全衛生対策を行うよう重ねて要請していること、また、関係省庁、発注者、建設業界関係者、労働組合等で構成する「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事安全衛生対策協議会」において、「安全衛生対策の基本方針」を策定しており、これに沿った労働安全対策に取り組むとともに、その実施状況についても同協議会において共有されていることについて、併せ</p>	

(持続可能性に配慮した調達コードに係る通報受付窓口)

	<p>て通報者にご紹介しました。</p> <p>【2019年11月～2020年3月】</p> <p>組織委員会では、被通報者から提供された情報や組織委員会の工事担当部署で把握していた情報を元に、当該工事（この時点で竣工済み）における労働安全衛生の取組を改めて確認しました。その結果、当該工事において、事業者により、関係法令等に基づく安全衛生協議会の開催等を含む統括安全衛生管理のほか、暑さ対策や長時間労働対策、危険の「見える化（可視化）」等の具体的な各取組が実施されていたこと（これらの取組については、発注者である組織委員会においても、工事期間中の監督業務等の中で把握・確認しています。）、また、組織委員会や労働局等による安全パトロールが複数回実施されていたことを確認しました。こうした安全衛生対策がとられていたことについて、通報者に共有しました。</p> <p>以上をもって、通報受付窓口の対応を終了しましたが、組織委員会は、労働安全衛生の重要性に鑑み、この度の通報内容その他の情報も参考として、今後も建設事業者に対し適切な労働安全衛生対策を要請してまいります。</p>
備考	

※通報受付窓口業務運用基準で定める案件処理のプロセス外の対応を含む。